

大和市まごころ地域福祉センター
施設の清掃に関する仕様書

1. 管理に関する基本的な考え方
2. 施設の概要
3. 管理の基準

の3点については、「まごころ地域福祉センター業務仕様書」に準じます。

4. 業務内容

(1) 日常清掃業務

(ア) 業務内容

- ① 壁・窓等は塵埃を払い、必要部分は雑巾拭き等を行うこと。
- ② カーペット敷きの部分は掃除機を使用して塵埃を払うとともに、汚れが目立つ場合は部分的にカーペット洗剤で汚れ落としをすること。
- ③ フローリング部分は化学モップ等を使用して塵埃を払うとともに、汚れが目立つ場合は部分的に洗剤等で汚れ落としをすること。
- ④ 正面玄関及び廊下、階段部分は特に注意を払い塵埃の飛散防止に心がけ、入念に清掃を行うこと。
- ⑤ トイレは、塵埃・汚物等をよく払った後モップでよく拭き、適宜水洗い等を行い常に清潔に保つこと。
- ⑥ 便器、洗面台等は必要に応じトイレ用洗剤やクレンザー、タイル用洗剤等を使用し清掃すること。
- ⑦ シュレッダーの紙くず及びくずかご内のごみは1日1回以上回収し、ごみ収集日に敷地内指定場所へ出すこと。リサイクル資源についても同様とする。
- ⑧ 浴室は、必要に応じて洗剤を使用のうえ、デッキブラシにより清掃し常に清潔に保つこと。また、排水溝については特に抜け毛等を除去しスムーズな排水環境に努めること。

(イ) 業務の日程及び人員

業務に携わる日は、休館日を除く毎日とし、1日の基準的な日程は次のとおりとする。

清掃業務日程

と き	と ころ
8：30～9：30	玄関、外回り
9：00～10：00	トイレ、廊下、階段
10：00～10：15	休憩
10：15～12：30	各室、トイレ
13：30～15：00	子育て支援センター、トイレ、廊下、階段、各室及び各室のごみ収集
15：00～15：15	休憩
15：15～17：30	浴室、機能訓練室及び食堂

(ウ) 注意事項

- ① 大和市まごころ地域福祉センター内部とともに敷地内及び周辺の美化にも配慮すること。
- ② 各室の清掃は、事務や事業に支障を及ぼさないよう十分注意すること。
- ③ イス等軽易に移動できる物品は移動させ、塵埃の飛散を防止し入念に清掃すること。

(2) 定期清掃業務

(ア) 業務の日程及び回数

- ① 作業日は、指定管理者が指定する日とする。

- ② 作業回数

床清掃・・・回数：年2回

内訳：フローリング(250㎡)、塩ビ系(300㎡)

窓ガラス清掃・・・回数：年2回

内訳：123.8㎡

単位：㎡

	東	西	南	北	合計
1階	15.00	18.80	43.80	8.70	86.30
2階	3.50	17.50	9.50	7.00	37.50
計	18.50	36.30	53.30	15.70	123.80

- ・ パウダークリーナーの散布
- ・ ブラッシング
- ・ バキューミング

④ ブラインドの清掃

適性洗剤を用いて洗浄し、汚れを落とす。

内訳：32.49㎡（15基）

	ところ	縦(mm)	横(mm)	1基あたりの㎡
1階	事務室	1900	1500	14.25
	浴室・脱衣室	1000	800	3.20
2階	事務・支援センター	1600	1500	2.40
	相談室（1・2）	1600	1500	2.40
		1600	1600	5.12（2基）
	相談室（3）	1600	1500	2.40
	準備室	1700	1600	2.72

⑤ 屋上の清掃（雨漏り及び近隣住宅からの苦情への対応）

- ・ 排水溝の清掃（堆積した土砂を除去する）を行う。
- ・ 屋上に植生した雑草や飛来したゴミの除去を行う。

⑥ 換気設備のフィルター清掃

屋外にある換気設備の吸気口のフィルター清掃を行う。

内訳：1基 4枚

（4）資源回収業務

（ア）業務の日程及び回数

- ① 作業日は、指定管理者が指定する日とする。
- ② 作業回数は、2ヶ月に1回実施する。

（イ）業務内容

- ・ 敷地内指定場所に集められた資源（古紙、ペット、ビン、アルミ缶・スチール缶等）を回収すること。
- ・ 回収後、回収した量（重さ・kg単位）を種別ごとに測定し、その結果を指定管理者へ報告すること。

（ウ）注意事項

- ① 作業は静粛に行うこと。
- ② 作業時に発生する飛沫や汚れを、利用者、通行人、建物及び物品等に飛散しないよう十分注意すること。

(5) 事業系一般廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物収集運搬処理業務

(ア) 業務の日程及び回数

【事業系一般廃棄物】

- ① 作業日は、指定管理者が指定する日とする。
- ② 作業回数は、週2回実施する。

【水銀使用製品産業廃棄物】

- ① 作業日は、指定管理者が指定する日とする。
- ② 作業回数は、必要が生じた場合に実施する。

(イ) 業務内容

敷地内指定場所に集められた資源以外の一般廃棄物（いわゆる可燃ごみ・不燃ごみ等）、水銀使用製品産業廃棄物（主に蛍光灯など水銀を含むもの）を回収、処分すること。

(ウ) 注意事項

- ① 作業は静粛に行うこと。
- ② 作業時に発生する飛沫や汚れを、利用者、通行人、建物及び物品等に飛散しないよう十分注意すること。